

鶴岡市結婚新生活支援事業補助金

結婚に伴うお二人の新生活を応援します（上限60万円）

以下のすべてに該当する新婚世帯です。

項目	要件
婚姻日	令和4年4月1日から令和5年3月31日までに婚姻届が受理されていること
年齢	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
所得	夫婦の合計所得（手取額）が400万円未満であること ※年収換算で540万円未満に相当。 ※婚姻日の3か月前から申請時まで職を辞し、申請時に無職の者は、所得なしとして計算する。 ※奨学金の年間返済額は所得額から控除する。
住居	対象となる住宅が鶴岡市内にあり、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
その他	市税等の滞納がないこと

- 補助金額 夫婦共に29歳以下の世帯『上限60万円』まで助成
夫婦共に39歳以下の世帯『上限30万円』まで助成
※1,000円未満の額は切捨て
- 対象経費 『a.住宅賃貸費用』（家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）
『b.引越費用』（引越業者・運送業者）
- 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 受付期間 令和4年6月1日から令和5年3月31日正午まで
- 留意事項 ① 婚姻及び同居開始後に生じた費用が対象。
② 契約書の入居者欄等で婚姻を機に賃貸していることが確認できる場合は、婚姻日の3か月前から申請時まで賃貸した物件の初期費用も対象とすることができる。
③ 住宅手当及び生活保護による住宅扶助は、補助金額から控除する。

※市HPより様式をダウンロード



- 2 次の書類を提出してください。
- 補助金交付申請書（様式第1号）
 - 住宅手当支給証明書（様式第2号）※2人分
 - 就業状況申告書（様式第3号）離職の場合
 - 住民票
 - 戸籍謄本
 - 所得証明書（直近のもの）※2人分
 - 賃貸借契約書の写し
 - 住居費及び引越費用の領収書の写し（管理会社及び借主が発行したもの）
 - 市税納付状況の照会に係る届出 ※2人分
 - 市請求書
 - アンケート
- ※以下は該当する場合に提出してください。
- 離職したことが分かる書類
 - 貸与型奨学金の返済額が分かる書類
 - 保護決定通知書



鶴岡市地域振興課 婚活支援担当
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9-25
(鶴岡市役所5F)

TEL:0235-35-1191
FAX:0235-25-2990